

(写)

こ支性第 1 1 2 号
令和 8 年 9 月 2 日

各 都道府県知事 殿

指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法施行ガイドラインの改訂について（周知依頼）

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

本年 1 月には制度の詳細な全体像をお示しするため、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を策定しました。以降、ガイドラインの内容に沿って、各種研修資料やわかりやすい解説動画、QA 等の資料を作成し、事業者・従事者を始め、制度の対象となる者において必要な準備が進むよう周知等を進めてきたところです。

今般、ガイドラインについて、一部追記等すべき点がでてきたこと等から、改訂を行いましたので、通知します（改正の概要については、別添を参照ください。）。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並びの中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、当該ガイドラインの改訂について、幅広く周知いただくようお願いいたします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

記

こども性暴力防止法施行ガイドラインの掲載先は、以下のとおり。

【資料掲載先】

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

以上